

マイナポイント付与対象期間は3月末のお買い物まで！ ～キャッシュレス決済で使えるポイントが上限5,000円分もらえます～

問合せ 住民ほけん課 戸籍担当 ☎991-1866

<マイナポイントの基本を学ぼう！>

■ポイント付与は利用金額の25%、上限は5,000円相当

令和2年9月以降に対象のキャッシュレス決済サービスを利用することでマイナポイントが付与されます。利用金額の上限は2万円(対象期間の総額)で、
上限の2万円を利用した場合、最大5,000円相当分の
マイナポイントが付与されます。

■ポイント付与の対象 チャージ、物品購入

■ポイント付与対象期間

令和2年9月～令和3年3月(予定)

■マイナポイント申込み(申請)に必要なもの

マイナンバーカード、利用者証明用電子証明者暗証番号、
マイキーID

マイナポイント事業開始の3つの目的

- ①消費の活性化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③キャッシュレス決済の基盤の構築



マイナポイント
ホームページ

<マイナポイント申込みからポイント付与まで>

①マイナンバーカードを取得



②決済サービスを選択



③マイナポイントを予約して、マイキーIDを発行
スマートフォン、パソコン、郵便局、コンビニなどでもマイナポイントの予約・申込ができます。
※予約にはマイナンバーカード受け取り時に設定した4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明者暗証番号)が必要になります。

※予約が完了するとマイナポイント利用に必要な
となる専用のID「マイキーID」が自動的に設定されるので、忘れずに保存してください。



④選択したキャッシュレス決済サービスを利用
※キャッシュレス決済サービス利用の際は、マイ
ナンバーカードは必要ありません。



⑤マイナポイント付与

※マイナポイント付与の詳細については、公式
サイトをご覧ください。



予約・申込方法

予約・申込の方法がわからない…そんな方は役場の窓口へ
担当職員が③の作業をお手伝いしております。

■受付場所 マイナンバーカード交付臨時窓口
役場本庁舎1階相談コーナー(環境経済課隣)

■受付時間 平日(月～金) 9:00～16:30

■受付期限 3月31日(水)まで

■必要なもの ・マイナンバーカード
・申込む決済サービスの決済手段
(例:ICカード、専用アプリ等)

<申込支援をご希望の方へ、大切なお願い>

(1)申込む決済サービスを決めた上でお越
しく下さい。(公式サイトの「登録キャ
ッシュレス決済サービス一覧」をご確認
ください。)

(2)決済サービスを利用するために必要な手続きが
完了した状態でお願いします。
(決済サービスアプリのダウンロード等)

※決済サービスによっては、支援窓口で申込ができ
ない場合がありますので、ご了承ください。

※混雑時は待ち時間が長くなる場合がありますの
で、お時間に余裕を持ってお越しください。



決済サー
ビス一覧

マイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカードは申請から交付までに1か月程度かかりますので、スマートフォンやパソコン、郵便
等によりお早めにお申込ください。ご自身でのカード申込手続きが難しい場合には、役場で申請サポートを
実施しています。(要電話予約 ☎991-1866)

マイナンバーカードの申請書(通知カードの下部分)がお手元にない方は、ご本人又は同一世帯の方に申
請書をお渡しできますので、本人確認書類をご用意の上、役場のマイナンバーカード交付臨時窓口へお越し
ください。